

インド官報

臨時

第2編 — 第1セクション (Section)

当局発行

第20号 ニューデリー、2003年2月5日水曜日／インド国定
暦1924年11月16日

個別の編集物として綴じることができるよう、本編には独立した頁付けが行われる。

司法・公正省

(立法部門)

ニューデリー、2003年2月5日／インド国定暦1924年11月16日

以下の議会制定法は、2003年2月5日に大統領の承認を受け、一般情報としてここに公布される。

2002年生物多様性法

2003年第18号

[2003年2月5日]

本法は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、並びに生物資源及び知識の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分について、並びにこれらに関連又は付随する事項について定めるものである。

インドが生物の多様性並びにこれに関連する伝統的及び現代的な知識体系を豊富に備えていることに鑑み、また

インドが1992年6月5日にリオデジャネイロで署名された国際連合の生物の多様性に関する条約の締約国であることに鑑み、また

当該条約が1993年12月29日発効したことに鑑み、また

当該条約が、自国の生物資源に対する諸国の主権的権利を再確認していることに鑑み、また

原文タイトル: The Biological Diversity Act, 2002

原文リンク:

https://s3.amazonaws.com/km.documents.attachments/ed6d/f81e/049b1ebf744077f88628af2b?AWSAccessKeyId=AKIAI7FAKFTLBEQGAW3Q&Expires=1523243031&response-content-disposition=inline%3B%20filename%3D%22Biological_Diversity_Act_2002.pdf%22&response-content-type=application%2Fpdf&Signature=DvwB3amgvephMFcgDOPWIXJOsY%3D

(最終アクセス日: 平成 30 年4月9日)

当該条約が、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を主目的としていることに鑑み、また

遺伝資源の保全、持続可能な利用及びその利用から生ずる利益の衡平な配分について規定すること、並びに当該条約を実行することが必要であるとみなされている。

インド共和国第53年議会は、以下のとおり制定する：

第1章 序

略称、適用範囲、発効日

1. (1) 本法は、2002年生物多様性法と称することができる。
- (2) 本法の適用範囲はインド全土に及ぶ。
- (3) 本法は、中央政府が官報公告により指定する日に発効する：

ただし、本法の個別の規定に対して個別の日を指定することができ、かかる規定中に本法の発効に関する言及がある場合、これを当該規定の発効についての言及と解釈する。

定義

2. 本法では、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、
 - (a) 「利益主張者」とは、生物資源及びその副産物を保全する者、並びに当該生物資源の利用に関する知識及び情報、かかる利用及び応用に関連する革新的及び慣例的手法を創造及び保有する者をいう。
 - (b) 「生物の多様性」とは、すべての生物の間の変異性及びそれらの生物が複合した生態系をいい、これには種内又は種間の多様性及び生態系の多様性が含まれる。
 - (c) 「生物資源」とは、現実の若しくは潜在的に利用される又は価値を有する植物、動物及び微生物又はその部分、それらの遺伝素材及び副産物（付加価値製品を除く）をいうが、これにはヒトの遺伝素材は含まれない。
 - (d) 「生物調査及び生物利用」とは、何らかの目的で行う種、亜種、遺伝子、生物資源の構成要素及び抽出物の調査又は収集をいい、これには特性評価、目録作成及びバイオアッセイが含まれる。

(e) 「議長」とは、国家生物多様性局の議長をいい、又は場合に応じて州生物多様性委員会の議長をいう。

(f) 「商業利用」とは、商業利用を目的とした生物資源の最終使用をいい、例えば薬品、工業酵素、食品香料、芳香剤、化粧品、乳化剤、含油樹脂、着色料、抽出物及び遺伝的介入による作物及び家畜の品種改良に使用する遺伝子が含まれるが、農業、園芸、養禽、酪農、畜産又は養蜂における従来 of 育種又は伝統的な用法は含まれない。

(g) 「公正かつ衡平な利益の配分」とは、第21条に基づき、国家生物多様性局が決定する利益の配分をいう。

(h) 「地方団体」とは、その名称の如何を問わず、憲法第243B条第1項及び第243Q条第1項の意味における村落会議(Panchayat)及び都市自治体(Municipality)をいう。村落会議又は都市自治体が存在しない場合は、憲法又は何らかの連邦法若しくは州法のその他の規定に基づいて組織された自治機関をいう。

(i) 「メンバー」とは、国家生物多様性局又は州生物多様性評議会のメンバーをいい、これには議長も含まれる。

(j) 「国家生物多様性局(National Biodiversity Authority)」とは、第8セクションに基づいて設立される国家生物多様性局をいう。

(k) 「所定の」とは、本法に基づいて定められる規則によって規定されることをいう。

(l) 「行政規則(regulations)」とは、本法に基づいて定める行政規則をいう。

(m) 「研究(research)」とは、何らかの用途のため、生物学的システム、生物又はその派生物を利用して、製品又は製法を作成する又は変更する、何らかの生物資源又は技術的応用の研究(study)又は体系的調査(systematic investigation)をいう。

(n) 「州生物多様性委員会(State Biodiversity Board)」とは、第22条に基づいて設立される州生物多様性委員会をいう。

(o) 「持続可能な利用」とは、生物の多様性の長期的減少をもたらさない方法及び速度で、生物の多様性の構成要素を利用し、それをもって、現在及び将来の世代の必要及び願望を満たすように生物の多様性の可能性を維持することをいう。

(p) 「付加価値製品」とは、識別及び物理的な分離ができない形で植物及び動物の部分又は抽出物を含む製品をいう。

第2章

生物の多様性へのアクセスに関する規則

国家生物多様性局の承認を得ずに生物多様性に関する活動を行ってはならない者

3. (1) (2) に定めるいずれの者も、国家生物多様性局の事前の承認を得ずして、研究若しくは商業利用、又は生物調査及び生物利用のために、インドに存在する生物資源又はそれに関連する知識を入手してはならない。

(2) (1) に基づき、国家生物多様性局の承認を必要とする者は以下のとおりとする：

(a) インド国民ではない者

(b) インド国民であって、1961年所得税法第2条第30項に定義される非居住者である者 1961年43

(c) 以下のいずれかに該当する法人、組合又は団体

(i) インドにおいて法人化又は登記されていないもの

(ii) その時点で効力を有する何らかの法に基づいてインドで法人化又は登記されているが、その資本又は経営にインド国民でない者が参与しているもの

国家生物多様性局の承認なく、他者に移転してはならない研究成果

4. 何人も、事前に国家生物多様性局の承認を得ることなく、インドに存在する又は金銭的対価その他の方法によってインドから入手した生物資源に関連する何らかの研究成果を、インド国民ではない者若しくは1961年所得税法第2条第30項に定義される非居住者であるインド国民、又はインドで法人化若しくは登記されていないか、若しくはその資本若しくは経営にインド国民でない者が参加している法人若しくは団体に、移転してはならない。 1961年43

説明：本セクションの適用上、セミナー又はワークショップでの研究論文の発表又は知識の普及は、当該発表が中央政府の公表する指針に沿ったものであれば、「移転」には含まない。

セクション3及び4を適用しない共同研究プロジェクト

5. (1) インドの政府出資の研究機関と他国の同様の研究機関を含む、研究機関間で生物資源又はそれに関連する情報を移転又は交換する共同研究プロジェクトが、(3) に定める条件を満たす場合、当該プロジェクトに対してセクション3及び4の規定を適用しないものとする。

(2) 本法の発効日より前に締結され効力を有する協定に基づく全ての共同研究プロジェクト（(1) に言及される共同研究プロジェクトを除く）は、当該協定の規定が本法又は(3) (a)

に基づいて公表される指針の規定と相反する限りにおいて無効とする。

(3) (1)の適用上、共同研究プロジェクトは、

(a) 本件に関して中央政府が公表する政策指針に従うものとし、

(b) 中央政府の承認を得るものとする。

国家生物多様性局
の承認を得ない知的
財産権の出願の
禁止

6. (1) 何人も、インドから入手した生物資源に関する何らかの研究又は情報に基づいた発明について、インドの国内又は国外でその名称の如何を問わず、何らかの知的財産権を申請する場合、かかる申請に先立ち国家生物多様性局から事前の承認を得ずに、申請してはならない。

ただし、特許を申請する場合、国家生物多様性局の許可は、関係特許当局による特許受理後から特許調印前間に得ることができる。

ただし、その場合、国家生物多様性局は、同局に対して提出された許可申請を、その受領の日から90日以内に処理しなければならない。

(2) 国家生物多様性局は、本セクションに基づいて承認を与える一方で、利益配分手数料若しくはロイヤルティ若しくはその両方、又は当該権利の商業利用から生じる金銭的利益の分配を含む条件を課すことができる。

(3) 本セクションの規定は、議会在が制定した植物品種の保護に関する何らかの法律に基づいて権利を申請する者には適用されないものとする。

(4) (3)に定める法律に基づいて何らかの権利が付与される場合、当該権利を付与する関係当局は、権利付与に関する書類の写しに裏書きをして国家生物多様性局へ提出するものとする。

特定の目的のため
の生物資源の
入手に関する州
生物多様性委員
会への事前の通
知

7. インド国民又はインドで登記されている法人、組合又は団体は、関係する州生物多様性委員会に事前に通知してからでなければ、商業利用を目的として、又は商業利用のための生物調査及び生物利用を目的として、生物資源を取得することはできない。

ただし、本セクションの規定は、生物多様性の育成者及び栽培者並びに土地固有の医療を實踐しているヴァイド (vaid) 及びハキム (hakims) を含む、その地域の住民及び地域社会には適用されない。

第3章

国家生物多様性局

国家生物多様性
局の設置

8. (1) 中央政府は、本法の適用のため、中央政府が官報公告により指定する日をもって、国家生物多様性局と称する機関を設置する。

(2) 国家生物多様性局は、前項の名称で設立された法人であり、永続的継承権及び公印を有し、資産（動産及び不動産）の取得、保有及び処分、並びに契約の締結を行う権限を備え、上述の名称をもって訴え、及び訴えられるものとする。

(3) 国家生物多様性局は本部をチェンナイに置くものとする。また、国家生物多様性局は、中央政府から事前承認を得てインド国内の他の場所に事務所を設置することができる。

(4) 国家生物多様性局は、以下のメンバーで構成される。

(a) 議長は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用並びに利益の衡平な配分に関連する事項について十分な知識及び経験を有した見識ある人物とし、中央政府が任命する

(b) 職権によるメンバー3名を中央政府が任命する。そのうち1名は部族民問題を取り扱う省庁を代表し、2名は環境及び森林を取り扱う省庁を代表し、うち1名は森林総局長補佐 (Additional Director General of Forests) 又は森林総局長 (Director General of Forests)

(c) 職権によるメンバー7名を中央政府が任命する。それぞれ、以下を所管する各中央省庁を代表する

(i) 農業の研究及び教育

(ii) バイオテクノロジー

(iii) 海洋開発

(iv) 農業協力

(v) 医学及びホメオパシーに関するインド型システム

(vi) 科学技術

(vii) 科学産業研究

(d) 5名の民間メンバーを、生物の多様性の保全、生物資源の持続可能な利用及び生物資源の利用から生じる利益の衡平な配分に関連する事項について特別な知識又は経験を有する専門家及び科学者、産業界の代表者並びに生物資源の保全者、創造者及び知識保有者の中から任命する

議長及びメンバー
の服務条件

9. 国家生物多様性局の議長及び職権メンバー以外の他のメンバーの任期及び服務条件は、中央政府が定めるところによるものとする。

議長による国家
生物多様性局長
官の兼任

10. 議長は、国家生物多様性局長官を務めるものとし、所定のとおり、当該権限を行使し、当該責務を遂行する。

メンバーの解任

11. 中央政府は、以下のいずれかに該当すると考えるメンバーを国家生物多様性局から解任することができる。

(a) 破産宣告を受けた；又は

(b) 不道德行為に関わる犯罪で有罪宣告を受けた；又は

(c) 身体的又は精神的にメンバーとして勤めることができなくなった；又は

(d) その者の職務の継続が公益を害するほどに職権を濫用した；又は

(e) メンバーとしての職務に不利益な影響を及ぼすおそれのある金銭的又はその他の利害関係を有している

国家生物多様性
局の会合

12. (1) 国家生物多様性局は、所定の時期及び場所にて会合を開催する。同局の会合の事務処理（会合の定足数を含む）に関しては、所定の手続き規則に従うものとする。

(2) 国家生物多様性局の会合の議長は、国家生物多様性局議長が務める。

(3) 何らかの理由で議長が国家生物多様性局の会合に出席できない場合は、当該会合に出席するメンバーによって選ばれた国家生物多様性局のメンバーが当該会合の議長を務める。

(4) 国家生物多様性局の会合に提議された問題はすべて、出席及び投票するメンバーの投票数の過半数をもって可決されるものとし、同数票の場合は、議長（議長が欠席の場合は議長を務める者）が第二票又は決定票を有し、これを行行使する。

(5) 会合で決定される事項に関し、直接的、間接的又は個人的であるかに関わらず、何らかの形で関与又は利害関係にある全てのメンバーは、自身の関与又は利害関係の性質を開示するものとする。かかる開示の後、関与又は利害関係にあるメンバーはその会合に参加してはならない。

(6) 国家生物多様性局のいかなる行為又は手続きも、以下の事柄のみを理由として無効にしてはならない

(a) 国家生物多様性局の欠員又は構成上の何らかの瑕疵；又は

(b) メンバーを務める者の任命における何らかの瑕疵；又は

(c) 事件の本案に影響しない、国家生物多様性局の手続き上の変則性。

国家生物多様性局の委員会

13. (1) 国家生物多様性局は、農業生物多様性を取り扱う委員会を設置することができる。

説明：本項の適用上、「農業生物多様性」とは、農業に関する種及びその野生類縁種の生物学的な多様性をいう。

(2) (1)の規定を損なうことなく、国家生物多様性局は、本法に基づく同局の責務の効率的な執行及び同局の職務の効率的な遂行のために適切と同局が考える数の委員会を設置することができる。

(3) 本セクションに基づいて設置される委員会は、同委員会が適切と考える数の、国家生物多様性局のメンバーではない者を選出する。選出された者は、同委員会の会合に出席し、その議事に参加する権利を有するが、投票する権は持たないものとする。

(4) (2)に基づく委員会のメンバーに任命された者は、委員会の会合に出席する際の手当又は報酬を、中央政府が定めるところにより受領する権利を有する。

国家生物多様性局の職員及び従業員

14. (1) 国家生物多様性局は、本法に基づく同局の職務の効率的な遂行のために必要と同局が考える、職員及びその他の従業員を任命することができる。

(2) 国家生物多様性局のかかる職員及びその他の従業員の服務規程は、行政規則によって定めるところによるものとする。

国家生物多様性局の命令及び決定の認証

15. 国家生物多様性局のすべての命令及び決定は、議長又は国家生物多様性局がこれについて権限を付与する他のメンバーの署名によって認証されるものとし、国家生物多様性局が作成するその他のすべての文書は、これについて権限を付与する国家生物多様性局の職員の署名によって認証されるものとする。

権限の委譲

16. 国家生物多様性局は、書面による一般命令又は特別命令により、いずれかのメンバー、同局の職員、又はその他に当該命令に定められた条件を満たす者がいればその者に対し、本法に基づく権限及び職務（セクション50に基づく上訴を行う権限及び

セクション64に基づく行政規則を策定する権限を除く)のうち、同局が必要とみなすものを委譲することができる。

インド統合基金
(the
Consolidated
Fund of
India) から支
出される国家生
物多様性局の経
費

17. メンバーに対して支払われる俸給及び手当、並びに国家生物多様性局の管理費（国家生物多様性局の役員及びその他の職員に対して又は関して支払われる俸給、手当、年金を含む）は、インド統合基金（the Consolidated Fund of India）から支出する。

第4章

国家生物多様性局の職務及び権限

国家生物多様性
局の職務及び権
限

18. (1) 国家生物多様性局の責務は、セクション3、4及び6に定める活動を規制すること、並びに行政規則により、生物資源へのアクセス及び公正かつ衡平な利益の配分に関する指針を発行することとする。

(2) 国家生物多様性局は、セクション3、4条及び6条に定めるあらゆる活動を実行するための承認を与えることができる。

(3) 国家生物多様性局は以下のことができる。

(a) 中央政府に対し、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び生物資源の利用から生ずる利益の衡平な配分に関連する事項に関して助言する

(b) 州政府に対し、セクション37(1)に基づいて遺産区域として公告すべき生物多様性の重要地域の選定、及び当該遺産区域の管理措置に関して助言する

(c) 本法の規定を実行するために必要なその他の職務を遂行する

(4) 国家生物多様性局は、中央政府を代表し、インドから入手した生物資源又はインドに由来する生物資源に関連する知識に関して、インド以外のあらゆる国における知的財産権の付与に対抗するために必要な措置をとることができる。

第5章

国家生物多様性局による承認

特定の活動の実施
に関する国家生物
多様性局の承認

19. (1) セクション3(2)にいう、研究若しくは商業利用若しくは生物学的調査及び生物学的利用のために、インドに存在

する生物資源若しくはその関連知識を入手しようとする場合、又はインドに存在する若しくはインドから入手した生物資源に関連する研究の成果を移転しようとする者は、国家生物多様性局に対し、所定の様式で申請を行い、所定の手数料を支払うものとする。

(2) インドの国内又は国外であるかに関わらず、セクション6(1)にいう特許又はその他の何らかの形式の知的財産権の保護を申請しようとする者は、国家生物多様性局に対し、所定の様式及び方法で申請することができる。

(3) 国家生物多様性局は、(1)又は(2)に基づく申請を受領した際、同局が適切と考える調査を行った後、及び必要に応じて本目的のために設置された専門家委員会との協議を行った後、本件に関して策定された行政規則及び同局が適切と考える条件(ロイヤルティの形の賦課金を含む)に従うことを条件として、命令によって、許可を与えるか、又は書面に理由を記載して当該申請を却下することができる：

ただし、かかる却下の命令は、影響を受ける者に聴聞の機会を与えることなく行ってはならない。

(4) 国家生物多様性局は、本セクションに基づいて同局が与えるすべての承認を公告するものとする。

生物資源又は知識の移転

20. (1) 第19条に基づいて承認を受けたいずれの者も、国家生物多様性局の許可がある場合を除き、当該承認の対象である生物資源又はそれに関連する知識を移転してはならない。

(2) (1)にいう生物資源又はそれに関連する知識を移転しようとする者は、国家生物多様性局に対し、所定の様式及び方法で申請するものとする。

(3) 国家生物多様性局は、(2)に基づく申請を受領した際、同局が適切と考える調査を行った後、及び必要に応じて本目的のために設置された専門家委員会との協議を行った後、同局が適切と考える条件(ロイヤルティの形の賦課金を含む)に従うことを条件として、命令により、許可を与えるか、又は書面に理由を記載して当該申請を却下することができる：

ただし、かかる却下の命令は、影響を受ける者に聴聞の機会を与えることなく行ってはならない。

(4) 国家生物多様性局は、本セクションに基づいて同局が与えるすべての承認を公告するものとする。

国家生物多様性局による衡平な利益の配分の決定

21. (1) 国家生物多様性局は、セクション19又はセクション20に基づいて承認を与える一方、承認付与の前提となる条件が、

かかる承認を申請した者と関係地方団体及び利益主張者との間で相互に合意する条件に従ってアクセスされた生物資源、その副産物、その利用及び応用に関連する革新的及び慣例的な手法、並びに関連する知識の利用から生じる利益の衡平な配分を保証することを確保するものとする。

(2) 国家生物多様性局は、これに関して策定された行政規則に従って利益の配分を決定し、かかる利益配分は、以下のすべての又はいずれかの方法により実行されるものとする：

(a) 国家生物多様性局、又は利益主張者が特定されている場合には当該利益請求者に対する知的財産権の共同所有権の付与

(b) 技術の移転

(c) それが利益主張者の生活水準の向上を促進することとなるような地域における生産、研究及び開発の設備の設置

(d) 生物資源の研究及び開発並びに生物調査及び生物利用へのインドの科学者、利益主張者及び地域住民の参加

(e) 利益主張者の主張を援助するためのベンチャーキャピタル基金の創設

(f) 国家生物多様性局が適切と考える、利益主張者への金銭的補償及びその他の非金銭的利益の支払い

(3) 利益配分の手段として一定の金額の支払いが命じられる場合、国家生物多様性局は、国家生物多様性基金に供託されるべき金額を命じることができる：

ただし、生物資源又は知識が特定の個人若しくは個人の集合体又は組織からの取得の結果である場合、国家生物多様性局は、あらゆる協定の条件に従い、同局が適切と考える方法で、当該金額を当該個人又は個人組織に直接支払うよう命じることができる。

(4) 本セクションの適用のため、国家生物多様性局は、中央政府と協議して、行政規則により指針の枠組を定めるものとする。

第6章

州生物多様性委員会

州生物多様性委員会
の設置

22. (1) 州政府は、本法の適用のため、州政府が官報公告によりこれに関して指定する発効日をもって、(州名)生物多様性委員会と称する州の委員会を設置する。

(2) 本セクションのいかなる規定にも妨げられることなく、州生物多様性委員会は連邦直轄領のために、及びこれに関連して設置されてはならない。連邦直轄領については、国家生物多様性局が州生物多様性委員会の権限を行使し、その職務を遂行する。

ただし、連邦直轄領に関して、国家生物多様性局は本項に基づく同局の権限又は職務の全部又は一部を、中央政府が指定する個人又は個人の集合体に委譲することができる。

(3) 委員会は、前項の名称で設立された法人であり、永続的継承権及び公印を有し、資産（動産及び不動産）の取得、保有及び処分、並びに契約の締結を行う権限を備え、上述の名称をもって訴え及び訴えられるものとする。

(4) 委員会は、以下のメンバーで構成される：

(a) 議長は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用並びに利益の衡平な配分に関連する事項について十分な知識及び経験を有した見識ある人物とし、州政府が任命する

(b) 5名以下の職権によるメンバーを、州政府の関係部局の代表として、州政府が任命する

(c) 5名以下のメンバーを、生物多様性の保全、生物資源の持続可能な利用及び生物資源の利用から生じる利益の衡平な配分に関連する事項の専門家の中から任命する

(5) 州生物多様性委員会の本部は、州政府が官報公告により指定する場所に置くものとする。

州生物多様性
委員会の職務

23. 州生物多様性委員会の職務は以下のとおりとする。

(a) 中央政府が発行する指針に従い、州政府に対して、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び生物資源の利用から生ずる利益の衡平な配分に関連する事項に関して助言をすること

(b) インド人による生物資源の商業利用又は生物学的調査及び生物学的利用について、承認を与える又はさもなければ要求を行うことにより規制すること

(c) 本法の規定を実行するために必要な、又は州政府が定める、所定のその他の職務を遂行すること

保全等の目的に
反する特定の活
動を規制する州
生物多様性委員
会の権限

24. (1) 第7条に定める活動を実施しようとする、インド国民又はインドで登記されている法人、団体若しくは組合は、州生物多様性委員会に対し、州政府が定める様式で事前に通知を行うものとする。

(2) 州生物多様性委員会は、(1)に基づく通知を受領し次第、関係する地方団体と協議し、同委員会が適切と考える調査を行った後、当該活動が生物多様性の保全及びその持続可能な利用又は当該活動から生じる利益の衡平な配分の目的にとり不利益な又は相反するものと判断した場合、命令により、当該活動を禁止又は規制することができる。

ただし、当該命令は、影響を受ける者に聴聞の機会を与えることなく行ってはならない。

(3) (1)にいう事前の通知の様式において提供された情報は、すべて秘密とするものとし、故意か否かに関わらず、これに関係のない者に開示してはならない。

セクション9から17の規定の州生物多様性委員会への適用

25. セクション9条から17の規定は、州生物多様性委員会に適用されるものとし、以下の修正を条件として効力を有するものとする：

(a) 中央政府に言及する部分は、州政府に言及するものとして解釈する。

(b) 国家生物多様性局に言及する部分は、州生物多様性委員会に言及するものとして解釈する。

(c) インド統合基金に言及する部分は、州統合基金に言及するものとして解釈する。

第7章

国家生物多様性局の財務、会計及び監査

中央政府が交付する補助金又は貸付金

26. 中央政府は、議会によるこれに関連する法律に基づく適当な歳出の承認の後、国家生物多様性局に対し、本法の目的のために使用されることが適切であると中央政府が考える金額を、補助金又は貸付金という形で支払うことができる。

国家生物多様性基金の創設

27. (1) 国家生物多様性基金と称する基金を設立するものとし、同基金に対して以下の入金が行われるものとする。

(a) セクション26に基づいて国家生物多様性局に付与されるあらゆる補助金及び貸付金；

(b) 本法に基づいて国家生物多様性局が受領するすべての賦課金及びロイヤルティ；及び

(c) 中央政府が決定するその他の資金源から国家生物多様性局が受領するあらゆる資金。

(2) 本基金は、以下に利用されるものとする。

(a) 利益主張者への利益の還元；

(b) 生物資源の保全及び促進、並びに当該生物資源又はそれに関連する知識へのアクセスが行われた地域の開発；及び

(c) (b) にいう地域における、関係地方団体との協議を踏まえた社会経済の開発。

国家生物多様性
局の年次報告書

28. 国家生物多様性局は、各会計年度の所定の時期に所定の様式で、同局の前会計年度の活動を詳細に説明した年次報告書を作成し、かつ、監査済みの会計報告書の写しを、関連する監査報告書と共に、所定の日までに中央政府へ提出するものとする。

予算、会計及び
監査

29. (1) 国家生物多様性局は、予算を作成し、適切な会計記録及びその他の関連記録（国家生物多様性基金の会計記録及びその他の関連記録を含む）を維持し、インド会計検査院と協議して、中央政府が定める所定の様式で年次決算報告書を作成するものとする。

(2) 国家生物多様性局の会計報告書は、インド会計検査院による監査を、同院が指定する頻度で受けるものとし、当該監査に関連して生じる経費は、国家生物多様性局がインド会計検査院へ支払うものとする。

(3) インド会計検査院及び国家生物多様性局の会計報告書の監査に関連して同院が任命するその他の者は、インド会計検査院が政府の会計報告書の監査に関して通常有するものについて同等の権利及び特権並びに権限を有するものとし、特に会計帳簿、計算書、関連する取引証票、並びにその他の文書及び書類の作成を要求する権利、並びに国家生物多様性局のいずれの事務所についても視察する権利を有する。

(4) インド会計検査院又は本件に関して同院が任命するその他の者によって認定された国家生物多様性局の会計報告書は、関連監査報告書と共に、1年に1回、中央政府へ提出される。

年次報告書の議
会への提示

30. 中央政府は、年次報告書及び監査報告書を受領した後、これらが速やかに議会の各院に提示されることとなるようにするものとする。

第8章

州生物多様性評議会の財務、会計及び監査

州政府による州生物多様性委員会への金銭の交付

31. 州政府は、州議会によるこれに関連する法に基づく適当な歳出の承認の後、州生物多様性委員会に対し、本法の目的のために使用されることが適切と州政府が考える金額を、補助金又は貸付金という形で交付することができる。

州生物多様性基金の創設

32. (1) 州生物多様性基金と称する基金を設立するものとし、同基金に対して以下の入金が行われるものとする。

(a) セクション31に基づいて州生物多様性評議会に付与されるあらゆる補助金及び貸付金

(b) 国家生物多様性局が付与するあらゆる補助金又は貸付金

(c) 州政府が決定するその他の資金源から州生物多様性評議会が受領する全金額

(2) 州生物多様性基金は、以下に利用されるものとする。

(a) 遺産区域の管理及び保全

(b) セクション37(1)に基づく公告によって経済的な影響を受ける人々への補償又は回復

(c) 生物資源の保全及び促進

(d) セクション24に基づくあらゆる命令に従い、関係地方団体との協議を踏まえて生物資源又はそれに関連する知識がアクセスされた地域の社会経済の開発

(e) 本法によって認められる目的のために発生する費用への充当

州生物多様性委員会の年次報告書

33. 州生物多様性委員会は、各会計年度の所定の時期に所定の様式で、同委員会の前会計年度の活動を詳細に説明した年次報告書を作成し、その写しを州政府へ提出するものとする。

州生物多様性委員会の会計報告書の監査

34. 州生物多様性委員会の会計報告書は、州の会計検査院と協議し、所定の方法で維持し、監査を受けるものとする。州生物多様性委員会は、監査済みの同委員会の会計報告書の写しを、関連する監査報告書と共に、所定の日までに州政府に提出するものとする。

州生物多様性委員会の年次報告書の州議会への提示

35. 州政府は、年次報告書及び監査報告書を受領した後、これらが速やかに州議会議院に提出されることとなるようにする。

第9章

中央政府及び州政府の責務

中央政府による生物の多様性の保全等のための国家戦略、計画等の策定

36. (1) 中央政府は、生物の多様性の保全、促進及び持続可能な利用のための国家戦略、計画及びプログラム（生物資源の豊かな地域の特定制及びモニタリング、生息域内及び生息域外での生物資源の保全の促進、研究の奨励、生物多様性に関する意識向上を目的とした研修及び啓発の対策を含む）を策定する。

(2) 中央政府は、生物の多様性、生物資源及び生息環境の豊かな地域が過剰利用、濫用又は管理放棄によって脅威にさらされているとみなす理由がある場合、関係州政府に対して速やかに改善策を講じるように指示を発行し、提供可能な又は必要とされる技術的支援及びその他の支援を、当該州政府に提供するものとする。

(3) 中央政府は、適切と考えられる場合には常に、可能な限り、生物の多様性の保全、促進及び持続可能な利用を、関連するセクター又はセクター横断的な計画、プログラム及び政策に組み込むものとする。

(4) 中央政府は以下の場合に措置を講じるものとする。

(i) 必要な場合には常に、生物の多様性に悪影響を及ぼすおそれのあるプロジェクトについて、当該影響の回避又は最小化し、必要に応じて当該評価への市民参加に備えることを目的とした、環境影響評価のための措置

(ii) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用並びに人の健康に悪影響を及ぼすおそれのあるバイオテクノロジーにより改変された生物の利用及び放出に関連するリスクを規制、管理又は制御するための措置

(5) 中央政府は、国家生物多様性局の勧告に従い、生物の多様性に関する地域住民の知識の地域、州又は国レベルでの登録を含む措置、及び独自の制度を含むその他の保護措置を通じて、かかる知識の尊重及び保護に努めるものとする。

説明：本セクションの適用上、

(a) 「生息域外保全」とは、生物の多様性の構成要素をその自然の生息地の外において保全することをいう。

(b) 「生息域内保全」とは、生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し及び回復することをいい、飼育種又は栽培種については、

存続可能な種の個体群を当該飼育種又は栽培種が特有の性質を得た環境において維持し及び回復することをいう。

生物多様性遺産
区域

37. (1) その時点で効力を有する他の法律を損なうことなく、州政府は、本法に基づき、随時地方団体と協議して、生物多様性について重要な地域を生物多様性遺産区域として、官報で公告することができる。

(2) 州政府は、中央政府と協議して、すべての遺産区域の管理及び保全に関する規則の枠組みを定めることができる。

(3) 州政府は、かかる公告によって経済的な影響を受ける者又はその集団に対し、補償又は回復のためのスキームの枠組みを定めるものとする。

絶滅危惧種を公
告する中央政府
の権限

38. その時点で効力を有する他の法律の規定を損なうことなく、中央政府は、関係する州政府と協議して、絶滅の危機に瀕している種又は近い将来に絶滅するおそれのある種を絶滅危惧種として随時公告し、いかなる目的のためのそれらの収集をも禁止又は規制し、当該種の回復及び保存のための適切な対策を講ずることができる。

保管所を指定す
る中央政府の権
限

39. (1) 中央政府は、国家生物多様性局と協議して、本法に基づき、さまざまな種類の生物資源の保管所となる機関を指定することができる。

(2) 保管所は、預けられた生物素材（証拠標本を含む）を安全に保管するものとする。

(3) 何らかの者によって発見された何らかの新たな分類群は、保管所又はこの目的のために指定された機関に通知されるものとし、当該の者は証拠標本を当該の保管所又は機関に預けるものとする。

特定の生物資源
を除外する中央
政府の権限

40. 本法のいかなる規定にも関わらず、中央政府は、国家生物多様性局と協議して、官報公告により、日用品 (commodities) として通常取り引きされる生物資源を含む特定の品目に対して、本法の規定を適用しない旨を宣言することができる。

第10章

生物多様性管理委員会

41. (1) 各地方団体は、生物の多様性の保全、持続可能な利用及び文書化（生息地の保存、在来種、伝承品種 (folk varieties) 及び栽培変種、動物の飼育種族及び血統、並びに微生物の保全、並びに生物の多様性に関連する知識の編年記録の作成を含む）の促進を目的として、その地域内に生物多様性管理委員会を設置するものとする。

説明：本項の適用上、

(a) 「栽培変種」とは、農耕を通して発生し、存続してきた植物変種、又は農耕を目的として特別に改良された植物変種をいう。

(b) 「伝承品種」とは、農民の間で非公式に開発、栽培及び取り引きされてきた栽培植物品種をいう。

(c) 「在来種」とは、古代の農民及びその子孫によって栽培されてきた原始的栽培変種をいう。

(2) 国家生物多様性局及び州生物多様性委員会は、生物多様性管理委員会の管轄領域内で発生する生物資源及び当該資源に関連する知識の利用に関して何らかの決定を下す際は、生物多様性管理委員会と協議するものとする。

(3) 生物多様性管理委員会は、その管轄領域に該当する地域において、商業目的で何らかの生物資源にアクセス、又はこれを収集する者から、採集手数料の形で賦課金を課すことができる。

第11章

地方生物多様性基金

42. 州政府は、州議会によるこれに関連する法に基づく適当な歳出の承認の後、地方生物多様性基金に対し、本法の適用のために使用されることが適切と州政府が考える金額を、補助金又は貸付金という形で交付することができる。

43. (1) 何らかの自治機関が機能している、州政府が公告するすべての地域において、地方生物多様性基金と称する基金を設立するものとし、同基金に対して以下の入金が行われるものとする。

(a) セクション42に基づいて交付される、あらゆる補助金及び貸付金

(b) 国家生物多様性局より交付される、あらゆる補助金又は貸付金

(c) 州生物多様性委員会より交付される、あらゆる補助金又は貸付金

(d) セクション41 (3) に基づいて生物多様性管理委員会が受領する手数料

(e) 州政府が決定するその他の資金源から地方生物多様性基金が受領する全金額

地方生物多様性基金の用途

44. (1) 地方生物多様性基金の運営及び管理、並びに当該基金の用途は、(2)の規定を前提として、州政府が定める所定の方法によるものとする。

(2) 基金は、関係地方団体の管轄領域に該当する地域における生物多様性の保全及び促進並びに地域社会の利益のために、生物多様性の保全に反しない利用の範囲内において利用されるものとする。

生物多様性管理委員会の年次報告書

45. 地方生物多様性基金の管理を担う者は、各会計年度の所定の時期に所定の様式で、同基金の前会計年度の活動を詳細に説明した年次報告書を作成し、その写しを関係する地方団体へ提出するものとする。

生物多様性管理委員会の会計報告書の監査

46. 地方生物多様性基金の会計報告書は、州の会計検査院と協議して、所定の方法で維持され、監査を受けるものとする。地方生物多様性基金の管理を担う者は、監査済みの同基金の会計報告書の写しを、それについての監査報告書と共に、所定の日までに関係する地方団体に提出するものとする。

生物多様性管理委員会の年次報告書等の県長官への提出

47. セクション41 (1) に基づいて生物多様性管理委員会を設置しているすべての地方団体は、セクション45及び46に定められた年次報告書及び監査済みの会計報告書の写しとそれに付随する関連する監査報告書が、当該地方団体の地域が属する県の行政長官にそれぞれ、当該委員会に関連して提出されることとなるようにするものとする。

第12章

雑則

中央政府による指示により拘束される国家生物多様性局

48. (1) 本法の上記の規定を損なうことなく、国家生物多様性局は、本法に基づく同局の職務及び責務の遂行に際し、中央政

府が同局に対して随時書面で与える、政策議題に関する指示に拘束されるものとする。

ただし、本項に基づく指示が下される前に、国家生物多様性局には見解を表明する機会が可能なかぎり与えられるものとする。

(2) 議題が政策に属するものか否かに関する中央政府の決定は最終的なものとする。

指示を与える州政府の権限

49. (1) 本法の上記の規定を損なうことなく、州生物多様性委員会は、本法に基づく同委員会の職務及び責務の遂行に際し、州政府が同委員会に対して随時書面で与える、政策議題に関する指示に拘束されるものとする。

ただし、本項に基づく指示が下される前に、州生物多様性委員会には見解を表明する機会が可能なかぎり与えられるものとする。

(2) 議題が政策に属するものか否かに関する州政府の決定は、最終的なものとする。

州生物多様性委員会間の紛争の解決

50. (1) 国家生物多様性局と州生物多様性委員会との間に紛争が生じた場合、当該局又は委員会は、状況に応じ、所定の期間内に中央政府に正式な訴えを提出することができる。

(2) (1) に基づく訴えはすべて、中央政府が定める所定の様式で行うものとする。

(3) 訴えの処理手続きは、中央政府が定める所定のものによるものとする。

ただし、訴えを処理する前に、両当事者には合理的な聴聞の機会が与えられるものとする。

(4) 州生物多様性委員会間に紛争が生じた場合、中央政府はこれを国家生物多様性局に付託するものとする。

(5) (4) に基づいて紛争の裁定する際、国家生物多様性局は、自然的正義の原則を指針とするものとし、中央政府が定める所定の手続きに従うものとする。

(6) 本条に基づく同局の職務を遂行するため、国家生物多様性局は以下の事項に関し、1908年民事訴訟法に基づき民事裁判所において認められているもの同一の権限を有するものとする：

(a) いかなる者をも召喚し、出廷を強制し、宣誓の下に尋問すること；

(b) 書類の開示及び作成を要求すること；

1908年
-

- (c) 宣誓供述書に関する証拠を受理すること；
- (d) 証人の尋問又は文書の審理を委託すること；
- (e) 同局の決定を見直すこと；

(f) 出廷拒否 (*default*) の申し立てを却下すること、又は当事者の一方だけの出席によって (*ex parte*) 判決を下すこと；

(g) 出廷拒否の申し立ての却下の命令又は一方の当事者の出席のみによる命令を保留すること；

- (h) その他の所定の事項；

(7) 国家生物多様性局において扱われる訴訟行為はすべて、
インド刑法セクション193及び228の意味において、及び同法セクション196の適用において司法手続きと見なされるものとし、
国家生物多様性局は、1973年刑事訴訟法セクション195及び第26章のあらゆる適用において、民事法廷と見なされるものとする。

1860年 45

1974年 2

公務員とみなされる国家生物多様性局及び州生物多様性委員会のメンバー及び職員等

51. 国家生物多様性局又は州生物多様性委員会のメンバー、職員及びその他の従業員はすべて、本法の規定のいずれかに従って行動する又はそのように意図して行動する場合、インド刑法セクション21の意味における公務員とみなされる。

1860年 45

上訴

52. 本法に基づく国家生物多様性局又は州生物多様性委員会の利益配分の決定又は命令によって権利を侵害された者は、状況に応じ、国家生物多様性局又は州生物多様性委員会の決定又は命令が本人に通知された日から30日以内に、高等裁判所に上訴することができる。

ただし、高等裁判所は、上訴人が当該期間内に上訴することを妨げられた十分な理由があると認める場合には、60日を超えない範囲で上訴期間の延長を許可することができる。

決定又は命令の執行

53. 本法に基づいて国家生物多様性局若しくは州生物多様性委員会が下すすべての利益の配分の決定若しくは命令、又は国家生物多様性局若しくは州生物多様性委員会の決定若しくは命令に対してなされた上訴について高等裁判所が下した命令は、国家生物多様性局若しくは州生物多様性委員会の役員又は高等裁判所の補助裁判官 (*registrar*) により状況に応じて発行される証明書に基づき、民事裁判所の判決とみなされ、同裁判所の判決と同様に執行されるものとする。

説明：本セクション及びセクション52の適用上、「州生物多様性委員会」という表現には、セクション22(2)に基づく権限

又は職務を、同項のただし書きに基づいて委譲された者又はそのような者の集団が含まれるものとし、本セクションに基づくかかる者又はその集団に関する証明書は、状況に応じ、当該の者又はその集団によって発行されるものとする。

善意に基づく行為
の保護

54. 中央政府若しくは州政府、中央政府若しくは州政府の職員、又は国家生物多様性局若しくは州生物多様性委員会のメンバー、職員若しくは従業員に対し、本法又は本法に基づいて定められた規則若しくは行政規則に基づいて善意において行われた又は行うことを意図した事柄に関して、何らの訴訟、訴追又はその他の法的手続きを取ってはならない。

罰則

55. (1) セクション3、セクション4又はセクション6の規定に違反若しくは違反しようとした者、又は違反を教唆した者は、5年以下の拘禁（imprisonment）、100万ルピー以下の罰金（fine）（もたらされた損害額が100万ルピーを越える場合は、当該の損害を埋め合わせるだけの罰金）、又はその両方をもって処罰されうるものとする。

(2) セクション7の規定又はセクション24（2）に基づいて下される命令に違反若しくは違反しようとした者、又は違反を教唆した者は、3年以下の拘禁、50万ルピー以下の罰金、又はその両方をもって処罰されうるものとする。

中央政府、州政府、
国家生物多様性局及び州生物
多様性委員会の指示又は命令
に対する違反への
罰則

56. 中央政府、州政府、国家生物多様性局又は州生物多様性委員会が与えた指示又は下した命令であって、本法で個別に罰則が定められていないものに違反した者には、10万ルピー以下の罰金を科すものとし、2回目又はそれ以降の違反に関しては20万ルピー以下の罰金、継続的な違反に関しては不履行が継続する間、1日につき20万ルピー以下の追加の罰金が科されるものとする。

企業による犯罪
行為

57. (1) 本法に基づく犯罪行為又は違反が企業によって犯された場合、犯罪行為又は違反がなされた時点で、当該企業に対し、その業務の実施を担当していた又は責任を負っていた者はすべて、当該企業と同様に、その犯罪行為又は違反について有罪とみなされるものとし、訴追され、適宜罰則を科されうるものとする。

ただし当人が、犯罪行為若しくは違反が自身の関知せぬところでなされていたこと、又はかかる犯罪行為若しくは違反の遂行を防ぐためにあらゆる相当な注意を払ったことを証明した場合

は、本項の定めるいかなる事項も、かかる者に本法に定める刑罰を科さないものとする。

(2) (1) の定めるあらゆる事項に関わらず、本法に基づく犯罪行為又は違反が企業によって遂行され、かつ、当該犯罪行為又は違反が、当該企業の取締役 (director)、経営者 (manager)、秘書役 (secretary) 又はその他の職員 (officer) の同意又は黙認を得て遂行された、又はかかる者の側の不注意に帰することができることが証明された場合、当該取締役、経営者、秘書役又はその他の職員は、犯罪行為又は違反について有罪とみなされるものとし、訴追され、適宜罰されるものとする。

説明：本条の適用上、

(a) 「企業 (company)」とは何らかの法人をいい、会社 (firm) 又はその他の個人の協同体 (association) を含む。

(b) 「取締役」とは、会社に関しては、その会社の共同出資者をいう。

審理の対象となり、保釈の対象とならない犯罪行為

58. 本法に基づく犯罪行為は審理の対象となり、保釈の対象とはならない。

他の法律に追加して効力を有する法律

59. 本法の規定は、その時点で効力を有する森林又は野生生物に関する他のあらゆる法律の規定に追加されるものであり、その規定から逸脱するものではない。

州政府に指示を与える中央政府の権限

60. 中央政府は、州政府に対し、本法の規定又は本法に基づいて制定された規則若しくは行政規則、又は命令の州内における執行に関し、指示を与えることができる。

犯罪行為の裁判権

61. いずれの裁判所も、以下のいずれかの者によって申し立てられた場合を除き、本法に基づく犯罪行為について裁判権を持たない。

(a) 中央政府又は当該政府によってこれに関して権限を授与された当局又は職員；又は

(b) 中央政府又は前号のとおり権限を授与された当局又は職員に対し、所定の方法で30日以上前に当該犯罪行為及び申立てを行う意志を通知した利益請求者

62. (1) 中央政府は、本法の目的を履行するため、官報公告により、規則を制定することができる。

(2) 特に、前項の権限の一般性を損なうことなく、当該の規則は以下の事項の全部又は一部を規定することができる：

(a) セクション9に基づく議長及びメンバーの服務条件

(b) セクション10に基づく議長の権限及び責務

(c) セクション12 (1) に基づく会合の事務処理に関する手続き

(d) セクション19 (1) に基づく特定の活動を行うための申請の様式と手数料の支払い

(e) セクション19 (2) に基づく申請を行うための様式と方法

(f) セクション20 (2) に基づく生物資源又は知識の移転に関する申請の様式と方法

(g) セクション28に基づく国家生物多様性局の年次報告書の作成様式、年次報告書の各会計年度における作成時期、及びその監査済みの会計報告書の写しを関連する監査報告書と共に提出する期日

(h) セクション29 (1) に基づく年次決算報告書の作成様式

(i) セクション50に基づく訴えの申し立て期限及び様式、訴えの処理手続き、及び裁定の手続き

(j) セクション50 (6) (h) に基づく、国家生物多様性局が民事裁判所の権限を行使することのできるその他の事項

(k) セクション61 (b) に基づく通知の方法

(l) 規則によって規定されるべき若しくは規定することのできるその他の事項、又はそれに関して規則により規定を設けるべきところのその他の事項

(3) 本セクションに基づいて策定されるすべての規則及び本法に基づいて制定されるすべての行政規則は、策定後速やかに、開会中の議会各院に、計30日間（1つの会期か、2つ以上の連続した会期にまたがって）上程されるものとする。前述の会期又はそれに連続する会期の直後の会期の終了までに、両院が当該規則又は行政規則に修正を加えることに合意した場合、又は両院が当該規則又は行政規則が制定されるべきではないと合意した場合、当該規則又は行政規則は、状況に応じてかかる修正が行われた形においてのみ効力を有するか、又は全く効力を有しないものとする。しかしながら、かかる修正又は取消しは、

当該規則又は行政規則に基づき、それ以前になされたあらゆる事柄の有効性を損なうことはないものとする。

規則を制定する
州政府の権限

63. (1) 州政府は、本法の目的を実行するため、官報公告により、規則を制定することができる。

(2) 特に、前項の権限の一般性を損なうことなく、当該規則は以下の事項の全部又は一部を規定することができる：

(a) セクション23 (c) に基づいて州生物多様性委員会が遂行すべきその他の職務

(b) セクション24 (1) に基づく事前の通知の様式

(c) セクション33に基づく年次報告書の作成様式及び各会計年度におけるその作成時期

(d) セクション34に基づく、州生物多様性委員会の会計報告書の維持及び監査の方法、及びその監査済み会計報告書の写しを関連する監査報告書と共に提出する期日

(e) セクション37に基づく国家遺産区域の管理及び保全

(f) セクション44 (1) に基づく、地方生物多様性基金の運営及び管理の方法、及び当該基金の利用目的

(g) セクション45に基づく、年次報告書の様式及び各会計年度における当該報告書の作成時期

(h) セクション46に基づく、地方生物多様性基金の会計報告書の維持及び監査の方法、及びその監査済み会計報告書の写しを関連する監査報告書と共に提出する期日

(i) 明記されるべき、又は明記することのできるその他の事項

(3) 本セクションに基づいて州政府が制定するすべての規則は、制定後速やかに、州議会（州議会が二院制の場合は各院、一院制の場合は当該院）に上程されるものとする。

行政規則を制定
する権限

64. 国家生物多様性局は、中央政府の事前の承認を得て、官報公告により、本法の目的を履行するための行政規則を制定するものとする。

困難を排除する
権限

65. (1) 本法の規定に効力を与えるにあたって何らかの困難が生じた場合、中央政府は、本法の規定と矛盾しない命令により、当該困難を排除することができる。

ただし、本法の発効日から2年が経過した後は、かかるいかなる命令も制定することはできない。

(2) 本セクションに基づいて制定される命令はすべて、作成後速やかに、議会各院に上程されるものとする。

インド政府書記官
SUBHASH C. JAIN